3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県島田市川根町笹間下字水上一四二の三、字川クボ一四四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び島田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市マキノ町海津字大崎谷一八二、一八四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○国土交通省告示第五百五十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年二月十二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年四月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｎ－1132	騒音防止装置　ＵＤトラックス　ＬＫＧ－01Ｃ　Ｄ５Ａ	ＵＤトラックス　ＱＰＧ－ＣＶ５＊＊、ＵＤトラックス　ＱＰＧ－ＣＷ５＊＊、ＵＤトラックス　ＱＰＧ－ＣＧ５＊＊	ＵＤトラックス株式会社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地
㊞Ｎ－1222	騒音防止装置　ＵＤトラックス　ＱＫＧ－01Ｃ　Ｄ５Ｂ	ＵＤトラックス　ＱＰＧ－ＣＤ５＊＊、ＵＤトラックス　ＱＰＧ－ＣＶ５＊＊	〃

○国土交通省告示第五百五十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年二月二十五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年四月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2637	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ－６Ｍ６０Ｔ　３ＴＫＧ	三菱　ＴＫＧ－ＭＫ＊＊＊	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目１番２号

○国土交通省告示第五百五十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年二月二十五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年四月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2399	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｎ０４Ｃ－８	トヨタ　ＴＳＧ－ＸＫＣ＊＊＊＊、トヨタ　ＴＳＧ－ＸＫＵ＊＊＊＊、日野　ＴＳＧ－ＸＫＣ＊＊、日野　ＴＳＧ－ＸＫＵ＊＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１
㊞Ｇ－2402	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ａ０９Ｃ－ＴＬＣ	日野　ＱＴＧ－ＲＵ１Ａ　ＳＣＡ	〃

○国土交通省告示第五百六十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年二月二十五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年四月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｎ－1185	騒音防止装置　日野　０１－Ｎ０４Ｃ－12	トヨタ　ＴＳＧ－ＸＫＣ＊＊＊＊、トヨタ　ＴＳＧ－ＸＫＵ＊＊＊＊、日野　ＴＳＧ－ＸＫＣ＊＊、日野　ＴＳＧ－ＸＫＵ＊＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１
㊞Ｎ－1216	騒音防止装置　日野　９８－Ａ０９Ｃ－03	日野　ＱＴＧ－ＲＵ１Ａ　ＳＣＡ	〃